

令和7年大府市規則一覧

公布日 令和7年9月29日

- 第49号 大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第50号 大府市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 第51号 大府市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 第52号 大府市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第49号

大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則（昭和48年大府市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>徴収金基準額表 略</p> <p>備考</p> <p>1 徴収金基準額表における「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法第736条第3項に規定する特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいい、その額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、<u>附則第5条の4の2第5項</u>、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は</p>	<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>徴収金基準額表 略</p> <p>備考</p> <p>1 徴収金基準額表における「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法第736条第3項に規定する特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいい、その額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、<u>附則第5条の4の2第6項</u>、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は</p>

改正後	改正前
<p>適用しないものとする。</p> <p>2 徴収金基準額表の各階層区分の上段は保育標準時間の保育を必要とする児童に係る世帯の徴収金基準額とし、下段は保育短時間の保育を必要とする児童に係る世帯の徴収金基準額とする。</p> <p>3 階層区分は、<u>入所児童（0歳児及び1・2歳児に限る。以下同じ。）</u>と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計額により認定する。</p> <p>4 入所児童と同一世帯の父母又はそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）（以下「保護者等」という。）が、指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。</p> <p>5 徴収金基準額表における階層が、C4階層（当該年度分の所得割の額が57,700円以上である世帯に限る。）からC18階層までに属する世帯であって、かつ、2人以上の就学前児童が<u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもである世帯の徴収金の額は、当該負担額算定基準子どものうち最年長者</u>（以下この項において「第1子」という。）である入所児童については同表に掲げる額の全額とし、<u>2番目の年長者</u>（以下この項において「第</p>	<p>適用しないものとする。</p> <p>2 徴収金基準額表の各階層区分の上段は保育標準時間の保育を必要とする児童に係る世帯の徴収金基準額とし、下段は保育短時間の保育を必要とする児童に係る世帯の徴収金基準額とする。</p> <p>3 階層区分は、<u>入所児童（私的契約児を除く。）</u>と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計額により認定する。</p> <p>4 入所児童（<u>私的契約児を除く。</u>）と同一世帯の父母又はそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）（以下「保護者等」という。）が、指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。</p> <p>5 徴収金基準額表における階層が、C4階層（当該年度分の所得割の額が57,700円以上である世帯に限る。）からC18階層までに属する世帯であって、かつ、2人以上の就学前児童が<u>保育所等への入所等（保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは児童福祉法（昭和</u></p>

改正後	改正前
<p>2子」という。) <u>である入所児童</u>については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の児童(第1子及び第2子以外の者をいう。) <u>である入所児童</u>については零とする。</p> <p>6 徴収金基準額表における階層が、C1階層からC4階層(当該年度分の所得割の額が57,700円未満である世帯に限る。)までに属する世帯であって、かつ、子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等(以下「特定被監護者等」という。)が2人以上いる世帯の徴収金の額は、<u>当該特定被監護者等のうち最年長者</u>(以下この項において「第1子」という。) <u>である入所児童</u>については同表に掲げる額の全額とし、<u>2番目の年長者</u>(以下この項において「第2子」という。) <u>である入所児童</u>については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の児童(第1子及び第2子以外の者をいう。) <u>である入所児童</u>につい</p>	<p>22年法律第164号) 第43条の2に規定する児童心理治療施設に通い、在学し、若しくは在籍し、又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育若しくは子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第30条第1項第4号に規定する特例保育を受けていることをいう。以下同じ。) <u>をしている世帯の入所児童に係る徴収金の額は、これらの者のうち最年長のもの</u>(以下この項において「第1子」という。) <u>が入所児童であるときは同表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者</u>(以下この項において「第2子」という。) <u>が入所児童であるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の児童(第1子及び第2子以外の者をいう。)</u>については零とする。</p> <p>6 徴収金基準額表における階層が、C1階層からC4階層(当該年度分の所得割の額が57,700円未満である世帯に限る。)までに属する世帯であって、かつ、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号) 第14条に規定する特定被監護者等が2人以上いる世帯の <u>入所児童に係る徴収金の額は、これらの者のうち最年長のもの</u>(以下この項において「第1子」という。) <u>が入所児童であるときは同表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者</u>(以下この項において「第2子」という。) <u>が入所児童であるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の児童(第1子及び第2子以外の者をいう。)</u>については零</p>

改正後	改正前
<p>ては零とする。</p> <p>7 <u>子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等が属する世帯</u>であって、かつ、当該年度分の所得割の額が77,101円未満の世帯に該当する場合における徴収金の額は、零とする。</p>	<p>とする。</p> <p>7 <u>次に掲げる世帯</u>であって、かつ、当該年度分の所得割の額が77,101円未満の世帯に該当する場合における徴収金の額は、零とする。</p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの</u>に属する世帯</p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</u>に属する世帯</p> <p>(3) <u>厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者</u>に属する世帯</p> <p>(4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u>に属する世帯</p> <p>(5) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者</u>に属する世帯</p> <p>(6) <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の支給を受けている者</u>に属する世帯</p> <p>(7) <u>生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯</u></p>

改正後	改正前
<p>8 <u>徴収額基準額表における階層が、次の各号に掲げる階層に属する世帯において、特定被監護者等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が2人以上いる場合、当該特定被監護者等のうち2番目の年長者である入所児童に係る徴収金の額は、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>C1階層からC6階層まで 零</u></p> <p>(2) <u>C7階層からC15階層まで 徴収額基準額表に掲げる額の2分の1に相当する額</u></p> <p>9 <u>徴収金基準額表における階層が、次の各号に掲げる階層に属する世帯において、特定被監護者等が3人以上いる場合、当該特定被監護者等のうち第3子以降の者（特定被監護者等のうち最年長者及び2番目の年長者以外の者をいう。）である入所児童に係る徴収金の額は、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>C4階層（当該年度分の所得割の額が57,700円以上の世帯に限る。）からC15階層まで 零</u></p> <p>(2) <u>C16階層からC18階層まで 徴収額基準額表に掲げる額の2分の1に相当する額</u></p> <p>10 <u>前5項の規定のうち複数の規定の適用がある場合の徴収金の額は、これらの規定によりそれぞれ算出した額のうち最も低い額とする。</u></p>	<p>8 <u>徴収金基準額表における階層が、C4階層（当該年度分の所得割の額が57,700円未満の世帯を除く。）からC18階層までに属する世帯において、3人以上の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）を扶養している場合は、当該児童のうち生年月日の早いものから順次に数えて3番目以降で3歳未満のもの（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）に係る徴収金の額は、備考5から備考7までの規定にかかわらず、零とする。ただし、C16階層からC18階層までに属する世帯にあっては、当該徴収金の額は、徴収金基準額表に定める額の2分の1の額とする。</u></p>

改正後	改正前
<u>11～14</u> 略	<u>9～12</u> 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、令和7年10月以後の保育の実施に係る保育料の徴収について適用し、同月前の保育の実施に係る保育料の徴収については、なお従前の例による。

大府市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第50号

大府市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

大府市身体障害者福祉法施行細則（平成15年大府市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(更生相談所への判定依頼)</p> <p>第2条 社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、<u>法第9条第8項</u>の規定により身体障害者更生相談所（<u>法第9条第7項</u>に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、判定依頼書（第1号様式）を更生相談所の長に送付するとともに、判定案内書（第2号様式）を当該身体障がい者に送付するものとする。</p> <p>(費用の徴収等)</p> <p>第7条 所長が法第18条第1項又は第2項に規定する措置を採った場合における法第38条第1項の規定に基づき当該身体障がい者又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。</p>	<p>(更生相談所への判定依頼)</p> <p>第2条 社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、<u>法第9条第7項</u>の規定により身体障害者更生相談所（<u>法第9条第6項</u>に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、判定依頼書（第1号様式）を更生相談所の長に送付するとともに、判定案内書（第2号様式）を当該身体障がい者に送付するものとする。</p> <p>(費用の徴収等)</p> <p>第7条 所長が法第18条第1項又は第2項に規定する措置を採った場合における法第38条第1項の規定に基づき当該身体障がい者又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の利用者負担額 別表第1</p> <p>(2) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援）被措置者の利用者負担額 別表第2</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1) 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の利用者負担額 別表第1</p> <p>(2) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）被措置者の利用者負担額 別表第2</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

大府市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第51号

大府市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

大府市知的障害者福祉法施行細則（平成15年大府市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(更生相談所への判定依頼)</p> <p>第2条 社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、<u>法第9条第7項</u>及び法第16条第2項の規定により知的障害者更生相談所（<u>法第9条第6項</u>に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、判定依頼書（第1号様式）を更生相談所の長に送付するものとする。</p> <p>(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の手続)</p> <p>第3条 所長は、法第15条の4に規定する障害福祉サービス又は<u>法第16条</u>第1項第2号に規定する障害者支援施設等への入所等の措置を採るに当たっては、あらかじめ、障害福祉サービス依頼書（第2号様式）を当該措置に係る事業所の長に送付するとともに、当該措置を採ることを決定したときは、障害福祉サービス措置決定通知書（第3号様式）を当該措</p>	<p>(更生相談所への判定依頼)</p> <p>第2条 社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、<u>法第9条第6項</u>及び法第16条第2項の規定により知的障害者更生相談所（<u>法第9条第5項</u>に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、判定依頼書（第1号様式）を更生相談所の長に送付するものとする。</p> <p>(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の手続)</p> <p>第3条 所長は、法第15条の4に規定する障害福祉サービス又は第16条第1項第2号に規定する障害者支援施設等への入所等の措置を採るに当たっては、あらかじめ、障害福祉サービス依頼書（第2号様式）を当該措置に係る事業所の長に送付するとともに、当該措置を採ることを決定したときは、障害福祉サービス措置決定通知書（第3号様式）を当該措</p>

改正後	改正前
<p>置に係る知的障がい者に送付しなければならない。</p> <p>2 所長は、法第15条の4又は法第16条第1項第2号に規定する措置を受けた知的障がい者（以下「被措置者」という。）について、当該措置を変更することを決定したときは、障害福祉サービス措置変更決定通知書（第4号様式）を当該被措置者に送付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（費用の徴収等）</p> <p>第5条 所長が法第15条の4又は法第16条第1項第2号に規定する措置を採った場合における法第27条の規定に基づき当該知的障がい者又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。</p> <p>（1）障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の利用者負担額 別表第1</p> <p>（2）障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援）被措置者の利用者負担額 別表第2</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>2 略</p>	<p>に係る知的障がい者に送付しなければならない。</p> <p>2 所長は、法第15条の4又は第16条第1項第2号に規定する措置を受けた知的障がい者（以下「被措置者」という。）について、当該措置を変更することを決定したときは、障害福祉サービス措置変更決定通知書（第4号様式）を当該被措置者に送付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（費用の徴収等）</p> <p>第5条 所長が法第15条の4又は法第16条第1項第2号に規定する措置を採った場合における法第27条の規定に基づき当該知的障がい者又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。</p> <p>（1）障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の利用者負担額 別表第1</p> <p>（2）障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）被措置者の利用者負担額 別表第2</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

大府市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第52号

大府市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

大府市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年大府市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員会の会議及び議事等) 第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、毎年度 <u>1回以上開催するものとする。</u> 2～6 略	(委員会の会議及び議事等) 第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、毎年度の前半に <u>1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する。</u> 2～6 略

別記様式中「庶務課」を「消防総務課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。